

令和8年度 学童保育園のしおり



福崎町教育委員会 学校教育課
電話 0790-22-0560(内線 253)

学童保育とは？

共働き家庭等で、小学校から帰宅しても誰もいない留守家庭の子どものために、福崎町では、学校や地域の協力を得て学童保育園を開設し、留守家庭児童の保護・健全育成を図っています。
学童保育園は、年齢の異なった子どもたちが家庭的な雰囲気の中で、仲良く協力しながら放課後を過ごすことを目的としています。
塾ではないため、勉強は自主学習を基本としています。宿題をするように見守りや声かけを行いますが、見直しや音読は各ご家庭でお願いします。

○開設場所・連絡先

・福崎西部学童保育園(福崎、高岡小学校区対象) 電話:080-1435-2059

福崎小学校北校舎 1階空き教室 住所:福崎町馬田169番地4

・福崎東部学童保育園(田原、八千種小学校区対象) 電話:080-8322-0085

田原小学校体育館北 学童保育専用施設 住所:福崎町西田原1454番地

※春季及び夏季休業期間は、八千種小学校区対象に、八千種小学校1階空き教室で実施します。

○対象児童

町内の留守家庭の小学生(就労証明書等、利用が必要なことを証明できる書面の提出が必要です)

○保育を行う日時

平 日	授業終了後から午後7時まで
土曜日	事前の希望者のみ(午前7時30分から午後7時まで)
夏・冬・春休み期間中	午前7時30分から午後7時まで

※始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式の日も実施します。

※土曜日は、センター方式で全小学校区児童を対象に福崎東部学童保育園にて実施します。福崎西部学童保育園では実施されませんのでご注意ください。(事前に申入が必要です。)

休園する日

日曜日・祝日・特に定める日(8月13日から8月15日まで及び12月29日から翌年1月3日まで)

※教育委員会が特に必要と認めた日は、休園することがあります。

○保育料(利用者1名につき)

月額 6,000円 (7月は7,000円(夏休み期間を含む)、8月は9,000円です。)

※要保護・準要保護家庭等については、減免制度があります。認定があった月に教育委員会へ申し出てください。

※1ヶ月間の利用日数が1日以上9日以下の場合は半額となります。0日の場合は保育料は発生しません。

※月の途中で退園された場合、保育料は返還いたしません。

※保育料は原則口座振替での納付をお願いしています。「福崎町公金等口座振替依頼書」を取り扱い金融機関に提出してください。(依頼書は、教育委員会または町内取扱い金融機関の窓口にあります。)

※口座振替での納付が困難な場合は、毎月15日頃に納付書をお渡しますので、期日までに取扱金融機関で納付してください。金融機関での納付が困難な場合、教育委員会学校教育課でも受け付けます。

取扱い可能な 金融機関	兵庫西農業協同組合、みなと銀行、播州信用金庫、但陽信用金庫、 姫路信用金庫、但馬銀行、三井住友銀行(口座振替のみ)、ゆうちょ銀行(口座振替のみ)
----------------	-----------------------------------------------------------------------------

○昼食・おやつ

- ・学校の給食がない日は、お弁当・お茶を持たせてください。
- ・子どもはよく動き回り、お腹を減らす成長盛りであり、家に帰ってからおやつを食べると夕食を残すことになる等の理由から、各家庭でおやつを準備していただいています。1日100円程度のおやつを持たせてください。

■学童保育園での生活

○プログラム(標準)

平 日	授業等終了後 ～4時 4時～4時15分 4時15分～ 午後7時まで	保育開始・出欠確認 宿題、読書など おやつ 自由遊び、片付け あいさつをして帰る
-----	-----------------------------------------------	------------------------------------------------------



■学童保育園のきまり

1. 通園について

- ①長期休業期間等授業のない日の送迎は保護者をお願いします。その際必ず保護者の方は教室まで来てください。職員と対面での引き渡しをお願いします。
- ②学童保育園からの帰りは、午後7時までに必ず迎えに来てください。その際、必ず保護者の方が直接、支援員に迎えに来られたことを伝えていただき、支援員が確認した後に児童と一緒に帰るようにしてください。
- ③出欠については、可能な限り学校の担任の先生にも連絡しておいてください。
- ④普段と異なる方がお迎えに来られる場合は、事前にお電話などでご連絡ください。
- ⑤通園、帰宅途中は混み合います。事故のないよう十分に気をつけてください。

2. 健康管理について

- ①園において生じた事故やケガについては、応急処置をします。治療にあたっては各保護者の健康保険によりますが、学童保育園でも傷害保険に加入し、不慮の災害に対処します。必要に応じて保護者に連絡をとります。
- ②児童が体調不良等の場合、早急なお迎えを依頼することができます。
- ③インフルエンザ等の感染性の病気の場合は登園せず、自宅で療養してください。(学級閉鎖等の場合も自宅療養してください。)お子さんが罹患していくくても、学級閉鎖となつた学級に在籍される場合は、決定された日から次の登校日まで感染拡大防止の観点から、学童保育園は利用できません。

3. 退園について

- ①退園される場合、必ず教育委員会学校教育課に退園届を出してください。
- ②保育料を指定期日までに納付されない場合は、退園していただきます。

4. 警報発令時の対応

- ①平 日
午前7時の時点で福崎町に大雨・洪水・暴風・大雪警報のいずれかが発令されており、学校が休校となった場合、原則、学童保育園は希望保育とします。(受入体制が整わない場合は休みとします。)
- ②長期休業中
午前7時の時点で福崎町に大雨・洪水・暴風・大雪警報のいずれかが発令中の場合、学童保育園は希望保育とします。

5. その他

- ①新1年生の受け入れは、4月1日以降です。
- ②支援員への連絡事項は、学童保育園に直接電話連絡してください。
- ③保育業務支援システム「CoDMON(コドモン)」を運用しています。詳しい内容は、利用申請後にご案内します。
- ④学童保育は、留守家庭を対象とした事業です。仕事が休みの日や、土曜日等保護者が在宅の時(在宅勤務を除く)は、学童保育は利用できません。
- ⑤利用児童が少ないと見込まれる場合は、東部学童保育園にてセンター方式で行う場合があります。
- ⑥放課後等デイサービス等の福祉サービスの併用をご相談する場合があります。
- ⑦児童間でトラブルがおきた場合や自他の安全を損なうような危険な行動がみられる場合などは、保護者に連絡をとります。ご家庭でもよく話し合いをお願いします。安全な学童保育園運営のためには、保護者と支援員の協力が不可欠です。保護者の皆様の御理解・御協力をお願いします。